

移動等円滑化評価会議 運営規則

平成 31 年 2 月 26 日
移動等円滑化評価会議決定

(趣旨)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四条第一項及び第五十二条の二の規定に基づく移動等円滑化評価会議（以下「評価会議」という。）の議事の手続きその他評価会議の運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 評価会議は、座長が招集する。

2 座長は、評価会議を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、評価会議の委員及び当該議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）に通知するものとする。

(書面による議事)

第三条 座長は、やむを得ない事由により会議を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、会議の開催に代えることができる。

(議長)

第四条 座長は、議長として評価会議の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第五条 座長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、評価会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録等)

第六条 評価会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、議事録を非公開とすることができる。

3 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利害を害するおそれがあるときは、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、評価会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、座長が評価会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 2 月 26 日から施行する。